

## 随意契約理由書

件名	水道管理事務所管内減圧弁点検整備その4
契約の相手方	株式会社 吉田商店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の理由  今回、点検を行う減圧弁は、各社独自の構造であり、本体構造等を熟知する製造会社以外では、交換部品が製造できず、点検整備が不可能である。製造会社である株式会社ベンのメンテナンス・部品交換については、上記業者が近畿地区唯一の代理店となっている。製造会社は神戸市役所のメンテナンス業務については、代理店として上記業者にさせることとしている。 よって、本件点検整備を確実に履行するために必要な技術力を有し部品調達が可能な者は他に存在しないため、上記業者との随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所  (電話番号 361-7285 )